



たかやしき よしとも さん / 平成元年2月生まれ / 津別消防署に勤務 / 大通在住

# 青春

くるーずあっぷ

今回、お話を伺ったのは、昨年の4月より津別消防署に勤務している高屋敷さん。出身は北見市で、北見市立小泉小学校・中学校を卒業後、北見柏陽高校へ進学。その後、恵庭市の北海道ハイテクノロジー専門学校で救急救命士学科を専攻しました。「高校時代の夢は歌手になることでしたが、今は人の命を預かる仕事に責任とやりがいを感じています」と語ります。また、救急救命士の資格を持つ高屋敷さんは、「冷静な判断」をモットーに救急の現場に出動した

際、心臓マッサージ等の救命行為を行っています。

これからの意気込みを伺うと「職員が少ない分、一人ひとりの負担が大きいので、早く仕事を覚えて自信を持って作業をこなしていきたいです」と話します。

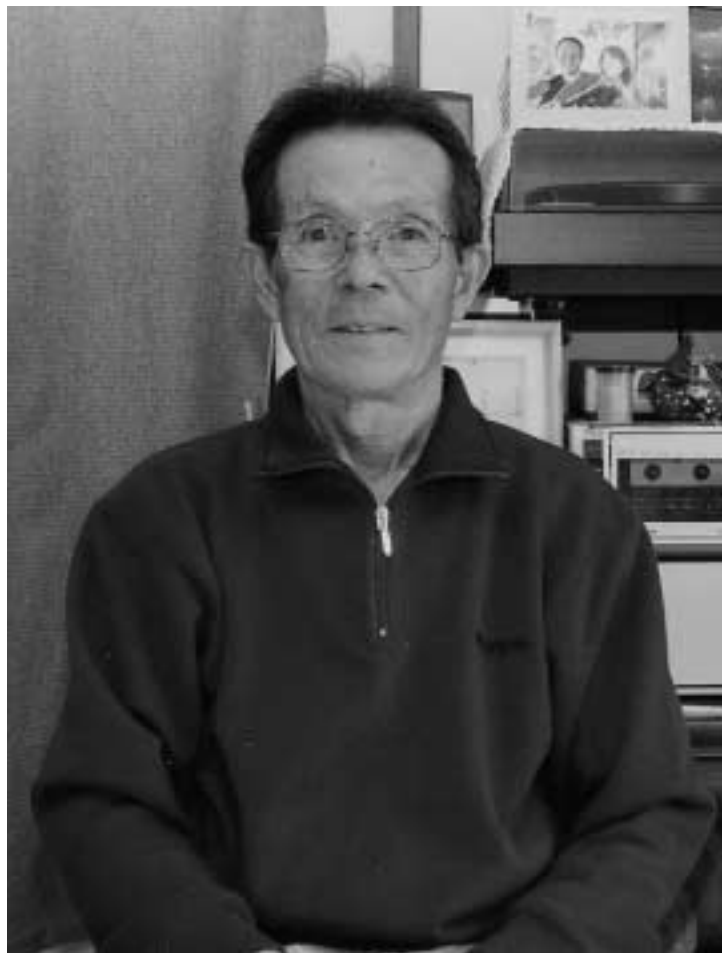
休日など時間に余裕があるときは、北見市のノーザンパークでスノーボードを楽しんでいるそうです。今後は「職場に釣り好きの方がいるので、一緒に行けたらいいなと思っています」と、笑顔が印象的な高屋敷さんでした。

# 温故知新

【406】

## 地域の防災に尽力

石橋 光晴 さん



いしばし みつはる さん / 昭和13年7月、三石町生まれ / 73歳 / 相生在住

津別消防団の相生分団員及び副分団長として、平成14年まで21年間にわたり地域の防災活動に尽力された石橋光晴さん。「相生には木材会社が多かったから、一度火事が起きたら大変です。年に数回の出動でしたが、消防団員は日頃からの準備が欠かせませんでした」と団員当時を振り返ります。

のときに相生の営林署に就職しました。

営林署では主に伐木などを担当したそうで、「特に雪が積もって足元が悪くなる冬期は危険な作業ですが、幸い大きなケガもなく定年まで勤めることができました」と話します。

消防団に入団したのは仕事盛りの42歳。危険を伴う活動で定期的な訓練が欠かせないため、毎年夏には放水作業などの消防演習に参加していました。

60歳で営林署を定年退職し、63歳のときに消防団を退いた石橋さん。新聞販売店経営を経て、今は奥さんと二人で穏やかな日々を過ごしているようです。春から秋にかけては家庭菜園で色々な野菜作りに励んでおり、家で食べる分の野菜はほとんど買わないほどだとか。

趣味の釣りは腰の具合があまり良くないため無沙汰で、最近はお老人クラブの集まりでカラオケを歌ったり、旅行に出かけるのが楽しみだそうです。

もうひとつの楽しみは、札幌と北見で暮らす4人のお孫さんたちの元気な顔を見ること。「今年の正月は親の仕事の都合で、孫たちが津別に来られなかったのが残念でした」と、にこやかに話してくれました。

# 健康いきいき

## 福祉用具で便利に快適に

私たちは普段から、さまざまな道具を使うことで、便利に快適に生活しています。あまりなじみがないかもしれませんが、福祉用具も生活を豊かにする道具のひとつです。体の状態に合った福祉用具を正しく使うと、日常生活に必要な動作がしやすくなり、その人の自立を助けます。

利用できる、したいことを考える利用にあたっては、「今できること、福祉用具を使ってほしいことをはっきりさせる」ことが大切です。ひとくちに「歩くことが大変」といっても、車いすが必要なのか、歩行器あるいは杖が良いのかは、その人の体の状態や生活スタイル、介護する方の状況などによって異なります。

必ず専門家に相談を  
以前は「値段が高い」、「本当に役立つの?」と二の足を踏んでいた福祉用具ですが、介護保険

制度によって使いやすくなりました。

制度の利用には、まず役場の介護保険担当窓口で、「要介護認定」申請をすることが必要です。

認定の結果、「要支援」「要介護」状態と認められると、介護保険制度による福祉用具の利用が可能となります。歩行器や車いす等を安価でレンタルできたり、制度に適用する福祉用具を指定の販売店で購入した場合、購入金額の9割が支給されます。

しかし購入した後で体に合わず使いにくかったり、制度の適用にならない用具を購入して払い戻しを受けられない等のトラブルも同時に起こっています。そういったことを防ぐためにも、必ず福祉用具の専門家に相談しましょう。

要介護認定を受けている方には、その方を担当するケアマネジャー（介護支援専門員）がいますので、まずはご連絡ください。

# 暮らしを支える 税

## 所得税確定申告はお早めに

平成23年分所得税の確定申告の受付は2月16日（木）から3月15日（木）までです。また、所得税の還付申告については、2月16日前でも税務担当で申告を付けています。2月16日以降の申告受付は次のとおりです。

受付場所 役場税務担当④カウンター

受付時間 午前9時～12時まで

午後1時～5時まで

なお、右の受付時間に仕事等の都合で来られない方については、事前にご連絡いただき、夜間の受付も対応いたします（期間は申告期間中で、午後8時までとします）。

申告に必要なもの  
税務署から確定申告書が送付されている方は、その申告書用紙、源泉徴収票（給与、公的年金、源泉徴収票は申告書に添付する必要がありますので必ずご持参ください）、印鑑、国民年金控除証明書、生命保険・地震保険・旧長期損害保険控除証明書、医療費控除をされる方は領収書を個人ごとに分け、病院等ごとの合計額を計算してきてください。なお、所得税の還付金が出る方は、申告者名義の銀行口座を控えてきてください。

また、国税庁のホームページの確定申告書作成コーナーでも申告書の作成ができます。